



鳥取県公報

平成13年 2月14日(水)
号外第4号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 鳥獣保護区の区域及び存続期間の変更 (森林保全課) 1

告 示

鳥取県告示第68号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正7年法律第32号) 第8条ノ8第1項及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則 (昭和25年農林省令第108号) 第19条第2項の規定に基づき、鳥獣保護区の区域及び存続期間を変更したので、平成5年鳥取県告示第836号 (鳥獣保護区の存続期間の更新について)の一部を次のように改正し、同令第20条の規定により告示する。

平成13年 2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面積	名 称	区 域	存続期間	面積
略				略			
西郷野鳥 愛護林鳥 獣保護区	倉吉市上余 戸字大谷327 - 3並びに同市 下余戸字後口 山108 - 6及び 109の区域	平成5年11 月1日から 平成23年10 月31日まで	0.7ヘク タール	西郷野鳥 愛護林鳥 獣保護区	倉吉市下余 戸字後山98 - 1、98 - 2、99、 101 - 1、101 - 2、102、108 - 3、108 - 5、 108 - 7及び 108 - 8並びに 同市下余戸字 大谷327 - 3及 び327 - 40か ら327 - 48ま での区域	平成5年11 月1日から 平成15年10 月31日まで	12ヘクタ ール

